

## 当該市町村の制度で合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした各種事務事業調整方針案一覧表

各市町村の区分について

「適用」：当該市町村においても新潟市の制度を適用する。(新潟市に制度があり、当該市町村に制度がない場合)

「統一」：新潟市の制度に統一する。(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など)

「経過」：当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。

分野	事業名	新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村	比較表ページ	岩室村比較表	調整案ページ
保健福祉	精神障害者医療費助成事業		経過	統一	適用	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	統一	経過	202	19	2

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
精神障害者医療費助成事業	新潟市	今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	新津市	新津市の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	202
精神障害者医療費助成事業	豊栄市	新潟市の制度を適用する。	202
精神障害者医療費助成事業	小須戸町	小須戸町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	横越町	横越町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	亀田町	亀田町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	岩室村	岩室村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	19
精神障害者医療費助成事業	西川町	西川町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	味方村	味方村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	潟東村	潟東村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202
精神障害者医療費助成事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	202
精神障害者医療費助成事業	中之口村	中之口村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	202